

産について次のように述べた。「匿名出産は、母親も子どもも守れる制度と自分たちは考えている。匿名出産に反対する人たちは、子どもの親を知る権利を主張するが、この制度がなくなれば、遺棄される子どもがいなくなるかと言えば、そうはならないと思う。子どもを育てたくない母は、制度をやめれば、育てるようになるという人もいるが、そうならないのではないか。」「今では、匿名で生まれた子どもがその親に会うことが可能になり、親も安全な形で子どもに再会できるようになった。もし匿名出産によらずに、子どもを遺棄するならば、親が全くわからない子どもになると思う。」

匿名出産前の母親への情報提供： 相談に来る人たちは、匿名出産をすでによく知っていて相談に来る。そのため、同意から2ヶ月間は、同意を撤回できることを強調して話している。そして、子どもの将来を考え、責任ある行動をとることが重要で、いつまでも決断しないと、年齢が高くなり、家庭を見つけることが難しくなるとも話している。また、匿名で出産しても、子どもを健康に産むこと、名前をつけること、少し子どもと一緒に過ごせるなど、親の権利を伝えている。出産に悩みをもつ女性宛の手紙が用意され、FAFが行なう事前のサービスを伝えている。(資料1)

養親に委託するまでの子どもの委託先： 出産後、母が先に退院すると、健康に問題がなければ、FAFが用意している里親へ2ヶ月間委託する。養親候補者にすぐに委託することは絶対でない。この2ヶ月内には、およそ5、6人に1人の割合で、養子縁組の同意を撤回する母もいる。

里親への委託費は、FAFが負担。2ヶ月が満了するまでに子の引取りがないときは、長く待つことをせず、養親家庭へ委託する。健康に問題のある子どもは減多にないが、あれば、すぐに治療機関へ移して治療する。

同意撤回の期限を過ぎてなお引き取りを迷う場合でも、親権が委譲されていることと、母親が子どもに対応することは困難と考えるので、長く待つことはしていない。

養子縁組後の子どもの情報： 子どもについて知る親の権利は法的には失われるが、FAFは、子どもの居場所は教えないが、母が望むなら、母にとって大切な一般的なことを5年でも10年でも、伝えている。それを聴いて、子どもを手放した選択が誤りではなかったことを親は知ることができる。母からの子どもについての問合せを記録し、縁組書類の中に加えている。成人した子どもたちが、それを見て喜ぶからである。

3) 養親希望者からの申込み

志願者を受け入れる条件： 養子縁組希望者は、県の認定を受けてから希望する子どもの養子縁組前提の委託を申し込んでくる。FAFには、約15人の子どもに対して1800人の養親志願者が子どもの委託を待っている。その中から35か36歳くらいまでの志願者を選んで、委託の準備をしている。家族にはおじいさんやおばあさんがいることが、同居していなくても、よいと考えている。登録している志願者は若いカップルで、経済的に安定し、子育てに意欲のある人たちである。重要なことはどんな子どもでも引き受けることを申込みの受ける条件としている。

マッチング：議論して議論して議論して決めている。実親および養親がどういう人なのか、子どもにどんなニーズがあるのかをよく知ってから組み合わせを検討する。それは非常に人間的なことであるが、志願者から提出される家庭調査報告書をもとに検討する。それに加え、FAFでは、養父母それぞれの人生について自由に書いてもらい、家族をどのように考えるのか、どんな人生を養父母がおくってきたのかをよく知ってから家庭を訪問する。訪問によってその家族が自分たちの問題をどう乗り越えてきたのかを知ることができる。田舎の小さな村に志願者が住んでいるときには、肌の色が違った子どもを近隣がどう受け入れているのか、養親にもどれだけ受け入れる力があるのかを評価する。要するに、いろいろな状況と問題に対応できる養親を選ぶことが重要で、長い経験からそれがわかる。その他に、実親と養親の好みが似ていることや外見が似ていることを考慮することもある。子どもの宗教を親が希望するときには、可能なら、添うようにしている。

委託前の養親候補者の準備：実親の同意を得て、子どもを里親に仮に委託している間、養親候補者を内定するが、養親志願者にはその子どもを教えることはしない。子どもを保護してから2ヶ月内に実親の同意の撤回がないことを確認し、2、3日経ってから養親候補者に来所してもらう。その人たちは、本当に子どもが欲しくて、育児にも自信満々なので、どんな子どもでも必ず会いに来る。養親たちは、すでに2、3年前から、いつ子どもが来てでもいいように準備している。

選ばれた養親候補者には、子どもと母の情報を伝え、その後、里親の家に2、3日通ってもらう。赤ちゃんにも親がきたことがわかるので、安心して委託できるという。

4) 国内養子縁組の手続

親の同意：親が認知しない子どもであっても、子どもが団体へ引き渡される時、同意を明らかに示した同意書を提出してもらう。同意書では、子どもの会に養親の選択を委ね、選ばれた家族へ養子縁組前提で委託することに同意する。同意後2ヶ月は、子を認知し引き取ることもできるが、2ヶ月を過ぎて、子どもが養親家庭に委託された後には、子の引取りも認知もできなくなる説明を受け、署名する（資料2同意書モデル）。

家族会の設置と後見人の選任：匿名出産で生まれた親から認知されない子どもは、裁判所がまずその子どもを後見する。その後、実親の同意書が団体に提出されると、団体は、民法399条に基づいて大審裁判所に後見機関の設置を申請し、子どもの養子縁組が成立するまで、家族会の構成員が後見判事または家事判事によって任命され、大審裁判所において家族会が開かれ、その子どもの養子縁組が家族会の同意を得て進められる。家族会の構成メンバーは規則にもとづいて判事が任命する。

大審裁判所の後見判事または家事判事は、任命した家族会メンバーを裁判所に招いて、書記官に補佐された判事の前で最初の家族会を開く。家族会では、家族会メンバーの中から後見人と後見監督人を選び、選ばれた者を後見人または後見監督人として、判事が任命する。その後、家族会が子どもの養子縁組に同意し、団体が子どもの将来の養親を

選定することが可能になる。これらの決議を記録した家族会の調書が書記官によって作成され、家族会の調書に参加者全員が署名する(資料3 家族会調書)。調書の原本によれば、家事判事は家族会メンバー5人のうち3人はFAFの職員が含まれていた。そして後見人にはFAFの代表、後見監督人には、FAFの心理士が選ばれている。

エマム代表によれば、こうした家族会が組織されなければ、FAFは養親を選ぶことも、養子縁組前提の委託もできないことになっていると話された。

大審裁判所への申請： 裁判所への完全養子縁組の申請には、養父母それぞれの出生証明書、結婚証明書、子どもの出生証明書、養子縁組の認定証、子どもの養親家庭の適応状態を証明する報告書、後見人による養子縁組の同意書などを、養親が大審裁判所に提出する。

養子縁組の審判は、子どもと養親家族の6ヶ月間の同居期間を経て下される。この同居期間は、親による認知も子の引取請求も禁じられ、実親の引取りを認める日本の制度とは大きく違っている。

5) 国際養子縁組の手続

FAFは1978年からコロンビア、1999年から中国の子どもの養子縁組に携わってきた。

国際養子縁組の申込み： 国内の子どもと外国の子どもを同時に申し込むことはできない。外国の子どもを希望するときは、子どもの出身国が要求する申請書類を整えて、外国機関へ送らなければならない。養親志願者は対象を絞って申し込んでいる。

なぜコロンビアと中国の子どもの養子縁組なのか： この2か国は、必ず養親候補者がその国に行って滞在し、現地で法手続きを完了することが条件となっている。そのことが養親を信用させ、FAFの考え方も一致している。

現地ではどのように養子縁組を進めるのか： 現地とパリのFAFの関係を結ぶため、現地に派遣員を配置している。現地で行なわれる養子縁組手続をする援助し、フランスから来る家族に寄り添うためである。派遣員は、フランス語と現地の言語に堪能なバイリンガルを採用している。

●養子縁組の費用：FAFが仲介するコロンビアの子どもの養子縁組の現地の手続費用は、Fondation Los Pisingosから子どもが委託される場合には7512€、中央当局ICBFから委託を受ける場合は1853€、それに、パリのFAFへの事業費分担金が1000€、書類作成費が600€である。中国の子どもの現地の手続料は4402€、事業費分担費が1000€、書類作成費が1037€である。それらは仏外務省から承認された額である。その他に旅費と滞在費、派遣員や弁護士等への謝礼は、別途、養親が負担している。<http://www.diplomatie.gouv.fr/fr/adopter-a-l-etranger>)

国際養子縁組の関する主な仕事： その一つは、養親候補者の申請書類の作成で、申

請者に子どもを受け入れる能力のあることを保証し、その裏付けとして出身国から求められる書類を整えて、出身国の養子縁組中央当局または権限ある機関へ送ることである。もう一つは、フランスの養親家庭に迎えられた子どもに寄り添い、予後調査報告を出身国が定める期間と間隔で定期的に提出することである。

●**出身国におけるマッチング**：コロンビアでは、受入国の養子縁組志願者の申請書類はコロンビア中央当局に送られ、中央当局の下にある l'Institut Colombien du Bien Etre Familial (ICBF)において、技術的基準にもとづいてマッチングを行ない、受入国の養親志願者の合意が得られるとき、委託が決定され、手続が進められる。中国では、志願者への申請書類は、中国の国際養子縁組中央当局 China Centre for Children's Welfare and Adoption (CCCWA)へ送り、そこで養親が選定され、提案される。両国とも 1993 年のハーグ条約の批准国である。

外国で成立した養子縁組の承認：コロンビアや中国で成立した養子縁組の審判書はフランスのナントの大審裁判所の検事局に送られてチェックされ、問題がなければ、転写される。子どもは外国で生れたフランス人としてフランス国籍が自動的に与えられ、その後、身分登録が行なわれる。(IV章の資料2のC)

6) 養子縁組後の支援

難しい子どもの問題：FAFでは、委託後、難しい養育問題があるときには、団体の責任において問題を解決している。これまで、子どもが養親家族から引き離されたケースはないが、思春期に子どもが荒れて問題になることはよくあり、その場合、子どもに関するカウンセリングと大人に関するカウンセリングを行っている。一時的によそに預けることもしているが、様々な形で心理士を中心に対処し支援している。

養子縁組休暇：休暇は養子の委託当初の養育に必要と考えられ、児童社会援助機関又は養子縁組認可団体から養子縁組前提で委託された子どもには、委託の日から 10 週間の有給の特別休暇をとることができる。それに加えて、3 歳未満の子どもが委託される場合には、2 年以上の勤続年数のある給与所得者が完全休暇を取るとき、380～560 ユーロの補償、勤務時間を短縮する場合には 141～426 ユーロの補償があるので、選択することができる。6 歳以下の養子を保育ママへ預ける場合には、収入に応じて委託費が補助される。養子縁組手続のために外国へ行く者には、6 週間の無給休暇と、外国から子どもを迎えたときに、3 日間の有給休暇が保障される。

養子縁組手当：特別手当と毎月支給される基本手当があり、特別手当は、委託後 1809 ユーロが一度だけ支給される。基本手当は委託月から月額 180 ユーロが支給される。

<http://adoption.comprendrechoisir.com/comprendre/aide-a-l-adoption>

7) 縁組記録の保管と開示

養子が養子縁組記録の開示を希望するとき、18歳以上であれば、FAFにおいて開示している。縁組記録の保管は重要で、FAFは、保管室を別の場所に設置し、鍵は代表が保管し、厳重に管理している。書類は期限を設けずに保存し、万一、団体が事業をやめるときは、公文書館へ移すことになっている。

2010年にLes nids de Parisというフランス生まれの子どもだけを扱ってきた小さな団体が事業をやめたるにあたり合併し、その団体の縁組記録の保管を委ねられた。そのため、Les nids de Parisで縁組した養子たちがFAFへ開示を希望してやってくる。

その書類には、子どもの実父母を特定できる情報は含まれていないため、身元の開示は、個人情報開示全国評議会事務所（CNAOP）へ申請し、開示のための援助を受ける。CNAOPは生みの父母を探し出し、開示の了解が得られるとき、開示が可能になる。

8) 養子縁組に関わる行政機関と民間団体の関係

民間団体が定められた任務を他機関に委ねることあるいは県ができない仕事を民間へ委嘱することは行なわれていない。機関と団体に定められた任務は、子どもの保護から委託後の寄り添いまでそれぞれの機関の責任において行なわれている。

9) 養子縁組あっせん事業の監督

県内で行なわれる養子縁組あっせん活動を監督するのは、各県の県会議長である。そのため、民間団体は、子どもを保護するとき、養親に委託するとき、届出に変更のあるとき、県会議長に報告しなければならない。届出によって、養子縁組のプロセスにおいて県は団体を監督できるようにしている。

FAFでは、女性が匿名で出産するときには、女性が現にいる県に出産とその後の母子の状態を報告し、県で行なわれる会議にも参加している。県は県内で行なわれるすべての匿名出産を把握するために、母親を支援する担当者を配置し、民間団体から情報を受ける必要がある。

以上でFAFのインタビュー報告は終わる。

以下では、FAFより提供された資料のうち、相談者への手紙、実親の同意書モデル、第一回家族会調書を仮訳して紹介する。これらを通して実務・手続の内容をより明確に理解することができるのではないか、と考えた。

FAF より提供された資料より

FAF 資料 1 《困難な状況にある女性への手紙》の仮訳

あなたは、お子さんを産むために困難な状況があるため、私たち養子縁組認可団体へご連絡くださいました。養子縁組を前提にお子さんを私たちに委ねる決断があるにしても、ないにしても、その代わりとなる方法をご一緒に考えるために提案させていただきます。私共には、法律家、心理士、弁護士、アシスタント・ソーシャルのチームがあり、お話を聴く用意があります。あなたが、もし生活に必要な物や生活の管理に困難な状態があるため、お子さんの監護を躊躇しているのであれば、県の社会福祉機関があなたを援助する任務があり、あなたとお子さんのために生活を援助し、あなたの権利を尊重することができます。お子さんを児童社会援助機関へ一時的に預けることを決心できるなら、あなた自身の状態を考え、どのようにあなたの責任を果たすことが可能なのか、考える時間をもつことができます。そのためにチームで社会的問題を解決するために支援することができます。反対に、お子さんに家族を与えるために委託を考え、それがお子さんにもあなたにも最善とお考えならば、フランスの法律はつぎのことを明らかにしているので、知っていただきたい。出産に対して、医学的、保健的保護と社会的保護ができることです。出産を秘密にすることもしないことも、あなたの氏名を明らかにすることも、匿名にすることも、子どもに名前をつけることもつけないことも認められます。

あなたは匿名出産の後、子どもがどうなるのか心配しておられるでしょう。お子さんを養子縁組前提で私たちに委ねることに同意し、署名した後に、法律は、その決断を見直すために、撤回期間を2ヶ月間定めています。その2ヶ月間は、赤ちゃんを特別な状況に備えて準備された里親 *assistante familiale* に預けます。その間、あなたはいつでも子どもに会いに行き、子どもを引き取ることもできます。また、お子さんのことを知るために、あるいはお子さんを認知するために、電話や手紙で連絡していただければ、お子さんを認知することができます。この2ヶ月を過ぎて、子どもが養親家庭へ委託された後には、あなたの決断を元に戻すことができません。

あなたは、いつでも子どもの書類の中にお子さんに伝えたいことを手紙と書くならそれを保管することもできます。

la famille Adoptive Francaise チームより



資料 3 フランス法務省文書：パリ大審裁判所家事事件未成年後見課書記課の抄本モデル

第一回家族会の決議に関する調書（仮訳）

出生地 _____ において生まれた子どもの 名前 の未成年後見を開設するため、私たちは、書記官に補佐された家事判事の前で、民法 399 条を適用して、家事判事より未成年家族会を構成するために任命された以下の 5 人の者 名前 を 日付 で、受領書付書留郵便で招集され、出頭者が民法 395 条及び 396 条に定められた追放、解任、罷免のいかなる事由もないことを宣言した後、招集の理由と決議事項の説明がなれた後、家族会は、以下の事項を決議した。

後見人の任命について： 民法 403 条以下の条項により、家族会メンバーの中から〇〇〇〇夫人を後見人の資格で任命する意見が出され、その理由が述べられた。家族会は審議したのち、同夫人を未成年後見人として任命した。任命された後見人は、その職務を受託することを表明した。

その後、以下について評決することが勧告された。

後見監督人の任命について： 民法 409 条の範囲で、すべての後見に、後見監督人が家族会メンバーによって任命されなければならない、〇〇〇〇夫人が後見監督人の職務を実行することが支持され、その理由が述べられた。家族会がその件を審議した後に、未成年後見監督人として同夫人を任命した。後見監督人は、上記の職務を受託することを表明した。

養子縁組の同意について： 家族会は、その子どもに親子関係が認知されていないことを確認した後、子ども (名前と生年月日) が完全養子縁組の対象になること、当該子を 年 月 日 に引き取った民間団体 La Famille Adoptive Française に養親の選択を委ねる同意をすることを宣言する。

よって、私たちは調書を書記官、後見人、家族会メンバーの前で読み上げるため、本調書を作成して、署名する。

後見人の署名

家族会メンバーの署名

書記官の署名

判事の署名

パリ第一審裁判所 公印

Ⅲ章 県の養子縁組専門機関における養子縁組に関する任務

— パリ県養子縁組課 Espace Paris Adoption におけるインタビュー調査報告—

.....

Espace Paris Adoption (EPA) と名付けられたパリ県の養子縁組課は、パリ県会のもとに組織された Direction de l'Action Sociale de l'Enfance et de la Santé (DASES)の1部門 Actions Familiales et Educatives (AFE)と呼ばれる児童社会援助機関の内部組織で、県の養子縁組サービスを総合的に行う機関である。EPA では、Robert Pavy 課長からその任務と実務体制について説明を受け、その後、課長と課長補佐 Odile Scalon 夫人が私たちの初歩的な質問に答えて下さった。この訪問は特別養子縁組機関の Relais Alésia の Delpeyrou 所長 (2013 年 IFCO 大阪世界大会に参加) の紹介で実現され、EPA より全面的な協力を受けることができた。

.....

1. EPA の組織と任務

EPA はパリ県全体 (人口 215 万人) の要保護児童の養子縁組に係わっている。フランスは、行政的に国の下に地方区 régions、県 départements および市町村 communes があり、EPA は県に属する行政機関である。

EPA には、養子縁組に関する大きな2つのミッションがある。一つは法律で定められた任務、もう一つは法律上の義務ではないが、県の任務をよりよく進めるために行なう任務である。

第1の義務的任務は、養子縁組のための認定証 (agrément d'adoption) の申請に関する仕事である。EPA は、パリ県内の養子縁組を希望する者から認定証の交付申請を受けると、その家族が子どもを受け入れる条件が整っているかどうかを、住宅、経済状態、心理的および育成的観点から調査し、認定を審査して決定する。認定証は、国が後見する国家被後見子 (pupilles de l'Etat) の養子縁組と、外国から来る子どもの国際養子縁組に必ず必要とされている。その審査をするために、認定委員会が EPA のこの会議室において開かれている。

第2は、パリ県内で遺棄された子どもを保護することで、その子どもたちが養子縁組できるように準備することである。

第3は、国内で遺棄された子どもをパリ県内の養親家庭へ養子縁組前提で委託した後、その家族の中で子どもに寄り添うことである。その期間は数ヶ月からより長くなることもある。

第4は、国際養子縁組の希望者に情報を提供し助言することと、養子縁組成立後に、その家族を行政的にフォローすることである。この仕事は、Agence française de l'Adoption (AFA) の派遣員が行なっている。この派遣員は、県のソーシャルワーカーが、法律によって各県に最低1名、県会議長から指名されている。県内で AFA の仕事を行なうためである。

第5は、民間の養子縁組認可団体 Organismes Autorisés pour l'Adoption (OAA) が県内で活動できるように、その活動を許可し、監督することである。

さらに、法律で義務づけられていないミッションとして、次のことをしている。

- 養子縁組がうまく行くように当事者を心理的に支援すること
- 養子となった元国家被後見子が、養子縁組の記録を見たいと言ってきたとき、あるいは、身元を知りたいと言うとき、心理的に支援している。これらの子どもの家族には、非常に苦しい事情や物語があるからである。
- 最後に、養子縁組に関する情報提供と広報活動がある。そのため、情報提供の集会、セミナー、講演会等を企画し、養子縁組をよく知る精神科医、心理士、専門家あるいはジャーナリスト等の講演会を企画している。

EPA の職員体制：職員は全部で 30 人、幹部職員として養子縁組課の課長と 2 人の課長補佐、ソーシャルワーカー 12 人、心理士 3 人、行政書類を作成する事務職員 10 人が、2 チームに分かれて仕事をしている。そのほか精神科医が 2 人いる。心理士や精神科医も常勤で働いている。12 人のソーシャルワーカーは、《個人情報開示全国評議会 Conseil national pour l'Acces aux Origines Personnelles(CNAOP)》の派遣員として全員が県から指名されている。

2. 質疑応答の概要

1) 組織と制度の枠組み

EPA の独自性：すべての県には、養子縁組の仕事を委ねられた部署が必ずある。パリでは、義務づけられた任務を行なうだけでなく、利用者のために幅広いサービスを提供する目的で 2002 年から現在のような体制を整えた。パリには、様々な専門機関があり、幅広い情報を得ることが可能、他県と違って、より多様なサービスを提供する可能性がある。

活動は広域的か地域限定か：パリで保護した子どもを他県の養親候補者に養子縁組前提で委ねることは、基本的に可能だが、実際には、他県に子どもを出すことはしていない。養子縁組希望者がパリには多くいるため。

EPA が扱う養子縁組の種類：県が扱う養子縁組は、県内で遺棄され、仮の国家被後見子または国家被後見子として認められた子どもである。親族の子どもの単純養子縁組を支援することは、法律的には可能であるが、実際には、扱っていない。

2) 養親希望者の認定について

養親希望者の認定 (agrément d'adoption) の目的とはなにか：子どもがよい条件のもとで家族に受け入れられるためであり、養育に不適當な家族と環境へ子どもを委託することを回避するためである。

養子縁組希望者の情報提供集会：すべての県で行なう養子縁組の手続は、まず情報提供集会（réunions d'informations）へ参加することから始まり、そのとき、養子縁組に必要なすべての情報を提供する。そのため、パリでは、集会に丸一日かける。そのくらい時間を必要とする。ここ数年、希望者は減少しているが、2013年度には、養子縁組を希望するカップルと単身者の申込が 452 件あり、情報提供集会を 19 回開いた。その中で認定証の交付申請は 264 件あり、交付件数は 204 件で、20 件に交付を拒否した。その他に、取下げや調査中のものもある。

家庭調査と調査結果の評価：認定のための調査内容は 1998 年 9 月 1 日の政令（Décret）に規定されている。社会・育成調査は、EPA のソーシャルワーカー（アシスタント・ソーシャルと専門エデュケーター）が行ない、そのとき、法律的要件も確認する。家庭調査では、面接を少なくとも 2 回行い、1 度は必ず志願者の家庭で行なう。実際には、3 回以上行なって、職業の安定性、住居の状態、家族の社会育成的適性を調査する。遺棄された子どもは特別なニーズをもっているため、その家族がどのように子どもを養育できるのかを知ることは非常に重要である。

調査の方法としてアンケートにも答えてもらう。アンケートでは、養子縁組の動機や家族構成、志願するカップルそれぞれの人生、養子縁組の動機、希望する子どものタイプ、両親や周囲の人にその養子縁組計画をどう話しているのかなどを書いてもらう。

その後、ソーシャルワーカーが社会調査報告を作成する。その書き方を解説した文書があり、それに従って記入し、結論を書く。その報告書は申請者も見ることができる（EPA 資料 1）。そのほかに心理的調査も行なっている（CASF 法 R225-4 条）。調査は、県の機関の心理士または精神科医が行うことになっているが、ここには心理士も精神科医も 3 人きりいないため、申請者が選んだクリニックの精神科医の面接を受ける、面接は少なくとも 2 回行い、評価報告書を提出してもらう。申請者の養子縁組計画における心理的状态を評価する目的で心理調査は行なわれ、費用は申請者が負担。最後に、認定委員会が調査報告をもとに審査し、認定証の交付を県会議長が決定し、交付する。評価が複雑になるときは、ソーシャルワーカーは EPA の心理士または精神科医に面接を求めることができる。その評価モデル référentiel を家族省のもとにある Direction générale à la cohésion sociale が作成した物がある。これは、社会—心理分野の専門職のためにつくられたもので、心理士やソーシャルワーカーが参考にすることができる。

認定証の交付を拒否する理由：拒否するケースは、申請のおよそ 10%、拒否する前に、この人達はちょっと無理だと考えるときには、申請を取下げないように働きかけている。問題は、経済的なことや住宅のことではなく、大抵、心理的、育成的なことで、理由をはっきり言うことは難しい。拒否された人たちは、何とか考え直して欲しいと言い、また、大審裁判所に不服申立をできる。ただ、養親の年齢を理由に拒否することができない。法律が年齢の上限を定めていないからである。

高齢児や障害のある子どもの認定にはどう対応しているのか：調査によって、申請者がどういう子どもを育てたいのか、子どもを育てる能力がどの程度あるのかがわかっ

てくるので、その点を明らかにして、委託可能な年齢や子どものタイプを認定証の中に記載している。障害のある子どもを受け入れる場合は、周囲からどのような支援が得られるのかを調べる。また、何人まで子ども委託できるのか、認定証に書き入れている。パリ県では、養子は1人と制限しているが、きょうだいの場合は複数でも委託可能。

病気や障害のある子どもや5歳以上の子どもを受け入れる申請者がほとんどいない。それが、いま養子縁組の一番大きな問題であり課題である。受入家庭がないために、養子になれる子どもの養子縁組がどんどん減っている。申請者たちとは、年齢の高い子どもや行動に障害のある子どもを育てる可能性を追求しながら話し合っている。申請者の中には、この人では難しいとすぐわかるタイプもあるが、可能性のありそうな人たちの受け入れ幅をどこまで広げられるのか、よく知ることが重要で、説明や話し合いに長時間かける必要がある。そういう子どもを養子にすることが大変複雑で難しいこともよく伝えなければならない。縁組が成立してから子どもを受け入れる能力のないことがわかると、子どもにもその家族にも大変不幸な結果になる。ケアの難しい子どもを支援する医療機関には Centre médico-psychologique がある。この機関は保険を適用して精神的ケアを提供する公立または私立の施設で、精神分析医、心理士、作業療法士、精神運動訓練士、発音矯正士や特別エデュケーターなどの多職種専門家によるケアが行なわれている。

3) 国家被後見子の保護手続

国家被後見子として県会議長が受理される子どもは、法律的に養子縁組が合法的に可能になる。国家被後見子には、6つの法律カテゴリーがあり、それらの子どもが児童社会援助機関に引き渡されるとき、カテゴリー別に《引渡し調書》が作成される。保護手続については、V章で紹介した《引渡し調書》を参照して頂きたい。なお、カテゴリー4と5で用いられる調書は、パリ県資料の調書4がそのモデルである。カテゴリー6では、調書は作成されない。なお、遺棄宣告によって国家被後見子となり養子縁組が可能になる子どもは、およそ3歳から12、3歳までの子どもで、それが完全養子縁組の可能なぎりぎりの年齢であるという。

以下は、法律カテゴリー別および年度別のパリ県の国家被後見子数である。

PUPILLES		2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
1°	Article L.224-4-1 (親子関係のない子ども)	39	44	42	40	35	31	24	19	31
2°	Article L.224-4-2 (養子縁組の父母による同意)	0	1	6	4	9	8	5	5	9
3°	Article L.224-4-3 (養子縁組の父又は母による同意)	1	0	0	0	0	0	0	0	1
4°	Article L.224-4-4 (孤 児)	0	4	11	5	5	0	6	1	8
5°	Article L.224-4-5 (親権の剥奪)	1	0	0	0	1	0	0	2	0
6°	Article L.224-4-6 (article 350 - (遺棄宣告の証明)	13	10	13	18	17	11	4	8	4
TOTAL		54	59	72	67	67	50	39	35	53

■**匿名で生まれた子どもの保護**：この新生児の保護では、EPAへ病院から通報が入ると、待機しているCNAOPの派遣員が、48時間以内に病院へ行くことになっている。病院に派遣員が着いたとき、女性がすでに退院していることもよくあり、その場合には、派遣員は、出産に立合った医師や助産師あるいは病院のソーシャルワーカーに会って調書を作成し、母に関する情報を収集して調書に記入する。母が退院するとき、子どもに問題がなければ、2ヶ月を限度に子どもは乳児院へ措置される。この間、親は同意を撤回し、子を引取ることができる。子どもは仮の国家被後見子の資格で乳児院に措置されるが、親が養子縁組をしないという決断をすれば、親は無条件で子を引取ることができる。同意を撤回しても、親が子を引取れないときには、子どもは、養子縁組課から児童社会援助課へ移管され、児童判事が新たな援助を決定する。同意が撤回されず、子どもの引取りもなされないと、子どもは仮の国家被後見子から国家被後見子として県会議長が受理し、養子縁組が可能となる。

■**匿名出産をする女性への情報提供**：匿名で出産する女性には、病院のソーシャルワーカーあるいは養育困難な状態にある妊産婦の相談機関《モーセ（Moïse）》から情報提供を受けることもできる。インターネットで自ら情報を得ることも可能。匿名で出産する女性を援助するのは、基本的に県の任務である。だが、妊娠を否定したり、妊娠していないと思い込んでいる女性を支援することは困難である。

匿名出産をする若い女性がとくに多いわけではなく、16歳から43歳の幅がある。社会的、経済的に恵まれない女性に多い。北アフリカのマグレブ地方からフランスへ来て匿名出産する女性もいる。女性が未婚で子どもを産むこと社会に認められていないからで、フランスでも、地方からパリはじめ大都市に来て匿名で出産する女性も多い。

■**匿名出産への賛否**：賛否両論があり、賛成者は、子どもが遺棄されずに保護できると考え、反対者は、子どものルーツを知る権利に反すると主張している。この相反する権利を調整するために、個人情報開示全国評議会（CNAOP）を2002年に設置した。改正された匿名出産制度では、女性が匿名で出産するとき、強制ではないが、自分の身元や家族について書いたものを封筒に入れ、封印して保管できるようにした。子どもが親を知りたいと、CNAOPに申請すると、CNAOPが第三者として、封筒の中身を見て親捜しを行ない、親の了解が得られるとき、開示が援助されるようになった。だが、その後も、母親に情報を残すことを強制すべきだという意見と、それでは子どもを守れないという意見があり対立している。

4) 国家被後見子の養子縁組について

■**国家被後見子の養子縁組**：養子縁組課EPAでは、国家被後見子を養子にしたいと申込んで来る養子縁組志願者の家庭の状態を調べて、子どもを受け入れる条件が最もあると考えられる家族を家族会に紹介し、家族会が、養親の調査書類等をもとに養親となる者を選んでいる。国家被後見子の家族会のメンバーは、知事が法律で定められた家族会の構成員を任命する。家族会委員には、県会議員、養親の団体、元国家被後見子の団体、

保育ママの団体、里親組織、養親組織から選ばれた者が任命される（CASF. L.224-2 条）。後見人となる知事は、家族省のもとにある Direction générale cohésion sociale (DGCS) において、職務として、国家被後見子の後見を家族会と共に実行。家族会が被後見子の養親候補者を選定している。

養親と国家被後見子のマッチング： 国家被後見子の養子縁組を希望する家族は、養親候補者のリストに登録され、定期的に点検される。家族会は、待機リストら待機期間の長い者と子どもそれぞれのニーズや特徴を考慮して、養親候補者を選択し、選ばれた養親候補者へ子どもの委託を提案する。

養親家庭への子どもの委託： パリ県では、家族会の選んだ養親候補者に、子どもを会わせる前に児童社会援助機関の inspecteur がその養親候補者に面接し、委託児童に関する情報、とくに、生育歴、健康状態、年齢等を養親候補者に伝え、熟慮期間をおく。養親候補者が、提案された子どもと関係を作れそうもないと考えるときには、受入れを断ることができる。受入れに合意が得られるとき、養親候補者は、後見人又はその代理人と託置契約を結んで署名する。

その後、新生児の場合は、養親候補者が乳児院に約 1 週間通い、子どもと関係づくりをするが、そのときは養子縁組課のソーシャルワーカー又は心理士が寄り添う。年齢の高い子どもの場合は、子どものパーソナリティや個人史を考慮し、当事者が受入の準備と気持ちの整理をするために 1 ヶ月から 3 ヶ月の準備期間を設けて交流する。子どもが養親家庭に委託された後には、養子縁組課の職員が子どもに寄り添う。寄り添いの目的の一つは、最初の 1 ヶ月の子どもの寄り添いである。もう一つは、子どもが養親家庭へ統合される状態を確認することにある。

6 ヶ月の同居後、子どもの適応状態に関する報告書を養子縁組課から家族会へ提出する。その報告書が司法手続の申請書類に加えられる。養親候補者は、子どもと同居を始めたとき又は適応報告書が作成されたとき、健康保険組合へ報告書を提出するなら、養子縁組休暇の権利を確保することができる。

5) 養子縁組団体の認可と県内の活動の許可について

民間団体による国内の子どもの養子縁組： パリ県では、民間団体が行なった国内で生れた子どもの養子縁組は 1 %あるだけで、99%は国家被後見子の養子縁組制度のもとで行なっている。パリ県には国内養子縁組をする民間団体は、Familles adoptives francaises が一つあるだけである。

民間団体による養子縁組では、民法の後見制度にもとづいて、親が養子縁組に同意した子どものために、裁判所が介入し、後見人と家族会が組織され、後見機関が子どもの養子縁組に同意するという形で国内養子縁組は進められる。そのため、団体は、県が認可した団体でなければならない。

ある県で認可された団体が他県で活動するとき、他県が許可する理由： 国際養子縁組も国内養子縁組も、子どもは、養親のいる県の子どものため、その県は、その団

体がその子どもに寄り添うことが確保されないときには、県として活動を許可することはできない。実際に、そのようなことで問題になった団体はない。国際養子縁組の場合は、子どもの出身国に派遣員を雇っているが、派遣員がきちんとした仕事をできる保証がなければ、その団体を許可することはできないし、外務省でもその点の保証がなければ、国際養子縁組の活動を許可していない。

6) その他

里親による養子縁組： 里親は養子縁組の認定証を必要とせず、委託児童の養子縁組を後見機関へ申請できる。知事と家族会は、その養子縁組が適当と判断できるとき、里親を養子縁組候補者として選ぶことができる。

里親による養子縁組は、パリでは、年に2～3件と少ない。里親は、優先的に養子縁組ができるが、縁組をすると、里親として得ていた給与や養育費がなくなるため、何年も里親に育ててきた子どもを養子とすることが多い。その場合、子どもの寄り添いを担当してきた県のソーシャルワーカーが、その養子縁組を評価して意見を述べる。

要保護児童の養子縁組における単純養子縁組の適用： 外国で養子縁組手続が行なわれるとき、単純養子縁組が適用されることがある。それをフランスにおいて完全養子縁組に転換することができるが、それは、単純養子縁組に同意した者が完全養子縁組にも同意していることを文書にしておかなければならない。転換が可能なのは、養子制度のない国であって、転換を可能とするのはフランスの法律による。

完全養子縁組が破綻したときの子の保護： 養子の保護は、子どもが養親家庭に入ると、その養子縁組に関係した機関や団体が子どもをフォローすることによって、まず行なわれる。その家庭に深刻な問題のあるときには、他の子どもと同様の保護措置が取られる。すなわち、児童判事が問題を調査し、子どもを保護するために実子と全く同じように、児童判事の決定で、新たな措置を講じられるが、養子縁組は離縁されない。

7) 国家被後見子に関する全国統計：Observatoire National de l'Enfance en Danger (ONED)より *La situation des Pupilles de l'Etat* として各種の統計が調査に公表されている。

以上で、EPAにおけるインタビュー報告を終える。

以下では、養子縁組希望者の養子縁組資格を認定する課程で作成されるいわゆる家庭調査報告書をどのように作成するのかを示したEPAの解説書を仮訳して紹介する。この社会報告書が、国内および国際養子縁組のマッチングと審判の基礎資料になるため、参考として頂きたい。

社会調査報告の解説書（仮訳）

2008年3月作成

I- 送付先

養親希望者の認定報告書 *Rapport d'agrément* の送付先は以下のとおりである。

- ・ 認定委員会、県会の代表と指導部
- ・ 家族会・国家被後見子家族会
- ・ 大審裁判所
- ・ 認定申請者
- ・ 必要に応じて、権限ある外国機関
- ・ 不服申立が行なわれる場合は、行政裁判所、ときには、コンセイユ・デタ（国務院）
- ・ 養子縁組認可団体
- ・ 他県の県会（転居の場合）

社会調査報告書は、養子縁組手続に関わる決定機関へ送付する目的をもって作成すること。

マッチングを行なうパリ県の家族会または国際養子縁組に権限ある機関の報告書への期待は特に大きいものがあり、それらの機関の基準および行われる決定に応えられるように本報告書を作成する。

判事たちも、本報告書の特別重要な読み手である。留意すべきことは、外国の権限ある当局も翻訳された本報告書を読むということである。

このような養子縁組手続における多様な介入者とその期待を考慮して、社会調査報告は作成されなければならない。

II- 様式

→ はっきりした文体を用いること

→ 事実を挙げ、記載した事柄を明確に示すこと。具体例および/または志願者の言葉を引用して明確に示すこと。

→ 総合的に一貫性のあること

→ 節と節の間に適切な均衡があること

→ 報告書は全部で3～5頁とすること

→ それぞれの個人史を総括的に示し、履歴書や家系図のようであってはならない。

→ 縁組計画に関する部分は慎重に評価しなければならない。

→ 疑問を残す結論であってはならない。結論には、総合的観点からの明瞭な意見を記すこと。

III- 目的と内容

調査報告の主な目的は、子どもを申請者の家庭に託置することを、権限ある決定機関に正しく評価させること又は認定証による委託の可能性を判断できるようにする。あるいは（マッチングにおいて）委託の妥当性を判断できるようにさせることにある。報告書は、最終的結論に唯一の回答（認定証の交付または拒否、託置の許可または不許可）にいたる明確な決定を可能にさせるものでなければならない。社会家族支援法 *CASF.R.225-4* 条によれば、

《県会議長は、申請者について、特に、その家族の状態、育成能力、および国家被後見子または外国の子どもを養子縁組前提で受入れる可能性を評価するために調査を行なわせる。その評価は、社会機関に所属する国家資格を有するソーシャル・アシスタント、特別エデュケーター、年少児エデュケーターに委任される。》

これらの目的を達成するため、一定の重要な情報を報告書に以下の項目で記入するものとする。

養子縁組を目的とする認定申請に関する
社会的および育成的評価

記入内容

— 面接の日時

— 身分証明

・ 申請者（個人・夫婦）の従前の婚姻関係

・ 実子や養子について

別居の子ども（生年月日、養子、非養子）

同居の子ども（生年月日、養子、非養子）

夫婦の子ども（生年月日、養子、非養子）

（その身分は、欄外に記入することもできる。）

1) 生活状況

① 職業、雇用者（雇用者がいる場合）

② 住居：自宅又は賃貸、共同住宅又は戸建住宅
子どものための占有面積、周辺環境

<p>③ 家計：収入 職業に基づく収入、他の収入（失業手当、株式、家賃収入）、下宿代、家族手当 支出：家賃、不動産の返済金、信用取引 下宿代、その他 養子縁組予算：外国の手続費用、子どもの受入れにかかる費用、特に保育費を払える状態の評価。</p> <p>2) 家族の状態と生活の仕方</p> <p>①それぞれの個人史、②家族形態 ③生活歴</p> <p><u>調査し評価する点</u></p> <p>⇒ 夫婦それぞれの学歴を把握する ⇒ 追求している研究と職業的経歴 ⇒ 職業的発展と投資 ⇒ 家族それぞれとの関係 ⇒ あれば、心的外傷となった出来事と葛藤 ⇒余暇、団体又はその他の活動</p> <p>② 夫婦</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その出会い、共同生活と結婚生活の継続期間 ・ 共通の余暇、友人、環境 <p><u>調査し評価する点</u></p> <p>⇒ 夫婦の活力（調和、補完性、役割、企画力） ⇒ 共通の利益、個別的利益、参加していること（信仰的、集団的、政治的取組） ⇒ 外部関係で夫婦に合意のある重要なこと ⇒ あれば、夫婦が計画していること</p> <p>④ 子どもたち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもそれぞれの紹介（養育責任、監護形態、就学、余暇、関心点）、両親がよく話すこと ・ 子どもたちに会うなら、その個人的観察 <p><u>調査し評価する点</u></p> <p>⇒ 親子関係の質（コミュニケーション、表現の自由） ⇒ 親が子どもにかかる時間、注ぐエネルギー ⇒ 育成的アプローチ</p> <p>3) 養親志願者の養子縁組計画</p> <p>① 最初の足取りと動機</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 誰が最初に養子縁組を考えたのか ・ そのアイデアの生まれたとき ・ 不妊または何らかの医学的事情 ・ 夫婦それぞれおよび夫婦のこれまでの関心（読書、交際、人と話し合うこと等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 志願者または志願者たちの明確な動機（人道的動機、家族を築くこと、自己実現など） ・ その養子縁組計画を誰かに相談したか、 ・ 相談された者の反応（必要なら支援できること、一時的に預かってもらえる可能性など） <p>② 養親になることについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ フランス又は外国で、遺棄された子どもの理由を話せるか？ 実親を知りたいか？ 子どもの生き立ちとその影響を想像できるか？ ・ どのように子どもの生き立ちと家族、家族との再会を子どもに伝えられるか？ ・ 子どもを迎える準備（休暇、保育形態、労働時間）、 ・ 気になる問題や心配（遺伝、健康、社会的又は家族的統合、思春期、アイデンティティ） ・ 教育方針と子どもへの期待、あれば、最初の養子縁組の経験、受入れる子どもの位置、家族関係の変化 <p>③ 望んでいる子ども：年齢、出身、健康状態、被後見子又は外国の子、必要なら、性別、きょうだい、単純養子縁組か完全養子縁組か？</p> <p>4) 申請に関する評価</p> <p>→子どもに合う又は合わない生活条件 →それぞれの家族の子どもに使える時間 →コミュニケーションに関する一般的能力 →育成能力 →物事を仕上げる能力 →疑問をもつ能力と原因を見極める能力 →期待する子のプロフィールの適切さ、一貫性 →特別な生き立ちに対処できる能力（薬物中毒、精神疾患、暴力的物の見方等） →外部の援助に開かれた気持ちをもてること</p> <p style="text-align: center;"><u>結 論</u></p> <p>→ ごく簡潔に夫婦の紹介と夫婦がともに考えている養子縁組計画について述べる。 → 詳細な意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 評価の基礎になる最重要点を明らかにする。 ・ 肯定的な点と否定的点又は留保する点を指摘 ・ 養子縁組計画に関する意見を述べる。
--	---

IV章 匿名出産で生まれた子どもの保護と情報収集

一 個人情報開示全国評議会（CNAOP）の派遣員のインタビュー報告一

2014年4月4日午後、パリの養子縁組課 EPAにおいて CNAOP の派遣員として働く Martine Phullier 夫人と Rachida Dijaifri 夫人へのインタビューを逐語録の形で報告する。

1) CNAOP の派遣員の主な仕事

私たちは、養子縁組課のソーシャル・ワーカー(*assistante socio-éducative*)です。エスパス・パリ・アドプションには 12 人のソーシャル・ワーカーがいますが、全員が CNAOP の派遣員に指名されています。私たちは、毎日、ここに待機して、急に連絡の入る匿名を希望する女性に、出産前に CNAOP の活動と匿名出産について説明する使命があります。病院だけでなく、ここにも来所する女性がいます。

私たちの仕事の一つは、匿名出産で生れた赤ちゃんを県の行政機関として保護することです。もう一つは、匿名出産に関する情報を母親に伝えることです。そのため、CNAOP のパンフレットを用いて説明します。県と民間の養子縁組機関とは別に、Moïse（モーセ）という民間組織があります。この団体は、予期せぬ妊娠をした女性あるいはすでに出産した女性たちが、子どもを育てることに困難な状態にあるので相談できる機関として活動しています。

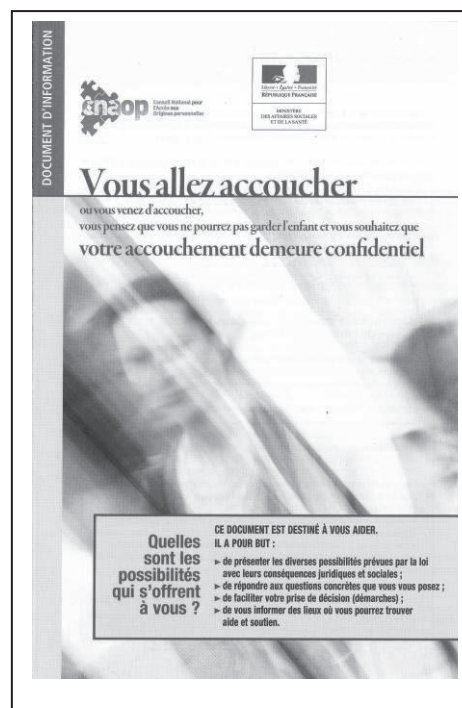
●CNAOP のパンフレット

これから出産する方へ、すでに出産した方へ
お子さんを手元に置けないとお考えの方へ
匿名のまま出産することを望んでいる方へ

どんなことをあなたに提供できるのか？

この文書はあなたを援助するために作られました。

- ▶ あなたが置かれている法律的、社会的状況において法律が定めていることをお伝えし、
- ▶ あなたの抱く具体的な疑問にお答えし、
- ▶ 手続をする決断を援助し、
- ▶ 援助と支援を受けられる機関の情報を提供するために。



2) 匿名出産の制度で母親に可能なこと

ここで少し匿名出産についてお話しします。2002 年の法律に基づいて現行の制度として

明らかにされたことには、匿名で出産する母親に以下のことを保証したことです。

1. 病院に入院し、最後まで身元を明かさずに子どもを出産できること
2. 生れた子どもに母親が3つのファーストネームを選んで付けること。母が命名しなければ、市役所の身分吏がその代わりに名前をつける。
3. 母が自分の身元 (identité) を封筒の中に文書として書き残すことができること。子どもは、それを後になって見るができる。文書は子どものために書かれたもので、養親のためではない。母が書いたものを封筒の中に入れても、その文書を子どもに秘密にして欲しいと母が願うときは、封筒の上に“CNAOP”と印します。その場合、子どもは封筒の中身を直接見ることはできません。中身を見ることのできるのはCNAOPだけで、CNAOPはその文書を見て、母親に会いに行き、母親が身元を子どもに開示してよいと言わない限り、子どもはそれを見ることはできないことを決めました。つまり、母親には、身元の開示を拒否する権利を認めたということです。ただし、母親が死亡しているときには、申請があれば、CNAOPは封筒の中身を申請者に開示することができます。

母親は、封筒の中に、自分の身元を明かす文書を残さなくてもよいのですが、父親に関する情報や子どもにとって重要と思える情報を書き残すことはできます。それから、子どもが開示を求めたとき、封筒の中に何も無いことがないように、派遣員は母親以外から集めた情報を書いて書類の中に入れることができます。例えば、産院から聞いたことなどです。

3) 個人情報にはどんなことを記録するのか

フランスの法務省は、保管するアーカイブとして子どもの個人情報をどのように集めるのか、その方法を定めたモデルを作りました。派遣員は、そのモデルに従って情報を集めます。それには、「子どもを引き渡す理由と状況」、「生みの父および母の健康に関する情報」、「子どもに残したいその他の情報」「子どもの生みの母および生みの父に関する情報」が含まれます (調書1)。

これらの内容の一つひとつを派遣員は、「こう書いていいですか」と聞き、「いいです」と返事のあるとき、言われたことを書くことができます。このように母を尊重しながら情報を記します。母の同意がなければ、なにも記録できないということです。

例えば、独身なのか結婚しているのかということも、いちいち聞いて、言われた通りを嘘でも書くということです。

4) 保存される個人情報

匿名出産を申請するとき、女性は、子ども宛に自分が誰なのかを書いた文書をパーソナルという印のある封筒に入れて封印し保存することができます、女性が書いた文書はコピーし、原本は封筒に入れ、コピーの一つは、母親が保管します。それを見れば、こちらが勝手になにかをつけ加えていないことがわかるためです。

派遣員が作成する調書には3種類あります。子どもを県の養子縁組課に引き渡したことを証明するために作成される「子どもの引き渡しに関する調書」です。調書の一つは、母親が産院をすでに退院していないとき作られる調書です。それには、母が病院へ伝えたことを書きます。2つめは、母が匿名を希望するときにつくる調書です。3つめは、母が派遣員と面接して話したことを書きます。それに母が署名します。それらの書類は、母親が入院にかかった出産その他の医療費を県に請求するために必要とされるもので、その書式は法務省が定めています。私達はこれらの書類を持って母親に会いに行きます。作成された調書はアーカイブとして保存されます。

その他に、母親が子ども宛に書いた手紙等を書類の中に、後からつけ加えることができます。それは、子どもが成人となってから必要とする情報を母自身が書いたものです。

5) 子どもの名前の命名

子どもには3つのファーストネームがつけられます。3つめの名前は、子どもが完全養子縁組するまでの子どもの姓となります。完全養子縁組では養親の姓を名乗るからです。養子縁組されなければ、その名前がずっと子どもの姓になります。

名前を3つ付けるのは、意味があるからだと思います。人によっては2つ選びません。なぜその名前を選んだのかと聞きますと、それが、父親や祖父の名であることもあります。このように名前に身元の情報が含まれることがあります。フランスでは、名前を複数もつ人がよくいます。名前を姓にすることもよくあり、名字と名前がはっきり区別できないこともあります。

6) 外国人による匿名出産

匿名出産を外国人が申請することもあります。法律では、匿名で出産する母親に、すべての情報と、養子縁組以外の援助方法を伝えなければなりません。女性がフランス語を理解できなければ、通訳をつけて説明します。その場合、法的資格をもつ法定通訳に頼みます。

7) 混乱状態にある女性への対応

私たちは、どんな場合でも、母親がすべての情報を理解し、匿名出産がどういうことなのかを理解し、判断できる状態で情報を提供しなければなりません。母親に精神的問題のあるとき、あるいは匿名出産を自分で決定できる状態にない場合は、判事に連絡します。出産後に子どもを仮の国家被後見子の資格で引き取ることはしないからです。また、決断に周りから圧力をかけられていないこと、および自らの選択であることが認められないとき、私たちは子どもを養子縁組前提で引き取りません。

母親が精神的に問題のある場合は、危険な状態にある子どもとして児童判事が育成扶助措置を検討する方向で援助し、親が子どもを育てられなければ、施設または里親に委託されます。その後、親が子どもの遺棄を認めるとき、養子縁組は可能になります。